

美容業の標準営業約款のしおり



公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

標準営業約款とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の規定に基づき策定されたものであり、法律に基づく制度です。

美容業に関する標準営業約款は、美容室において提供するサービス（以下、役務内容という。）の表示や万が一の事故が発生した場合の損害賠償の実施を確保することで、お客さまの店舗選択の利便性を高め、併せて公衆衛生の向上を目指すことを目的とした制度です。

制定されたのは、昭和 59 年 10 月になりますが、時代の変化とともに、利用者が美容店に求めるニーズや価値観が多様化するなかで、平成 31 年 2 月に美容業に関する新しい標準営業約款が改定されました。

お客さまへの約束事である標準営業約款への理解を深めていただき、皆さまの美容室が「安全・安心なサロン」であることのPR手段として、厚生労働大臣認可の「Sマーク登録店」として標準営業約款制度を是非ご活用ください。

標準営業約款の内容は、次のとおりです。

1. 役務内容の表示

（1）料金の表示に関する事項

- ① 営業者は、利用者が安心して利用するため、営業施設において提供 する施術内容や料金を表示するとともに、施術前にカウンセリングを行い、当日の施術内容及び料金を表示することが義務付けられています。
- ② 営業者は、店頭販売品(店販品)について全てその価格を表示する必要があります。

（2）美容師の表示に関する事項

- ① 営業者は、利用者の安心・希望に対応するため、施術する美容師について以下の事項を表示します。
 - 1) 表示義務事項
 - ア 美容師の氏名
 - イ 美容師の指名料（ある場合に限る）
 - 2) 表示努力義務事項
 - ア 美容師の写真
 - イ 美容師の施術例（仕上がりの写真等）
 - ウ 美容業界団体等が主催する研修・講習の受講履歴、コンテスト等の入賞歴

② 営業者は、上記①の表示を行うとともに施術する美容師について、名刺の作成やネームプレートの設置等によりそれぞれの美容師の氏名が分かるように配慮する必要があります。

(3) 衛生水準の確保に関する事項

営業者は、営業施設の衛生水準の確保のため、定期的に保健所等の行政機関や業界団体等が主催する衛生管理に関する研修・講習を受講するとともに、受講した旨を表示することで、利用者にとって安全・安心な美容室づくりに取り組んでいきます。

(4) 地域社会に対する取組みに関する事項

営業者は、顧客満足度をより高めるため、地域社会のために次の事項について積極的に取り組むものとし、取り組んでいる事項について表示するものとします（努力義務事項）

ア 店舗のバリアフリー化（段差の解消等）

イ 来店が困難な利用者の送迎

ウ 来店が困難な利用者への訪問美容サービス

エ ハートフル美容師・サービス介助士資格の取得

オ 障がいのある方への対応（車椅子対応、視覚・聴覚・発達障がい等への対応）

カ 子育て世代の方への対応（託児サービス、ベビーカー置き場の確保等）

キ 外国人対応（メニューの多言語表示、外国語対応スタッフの配置等）

ク 地域活動への参加（組合活動・商店街活動への参加、職業体験、こども110番への協力等）

(5) その他

営業者は、前項の(1)～(4)までの事項を遵守するほか、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下、全国指導センターという。）が別途定める「美容施術基準」を遵守するものとしています。

2. 損害賠償の実施の確保

(1) 営業者の過失により、利用者等の身体に障害又は財物に損害を与えた場合は、全国指導センターが別途定める「美容所事故賠償基準」に基づいて利用者等に対して損害賠償を速やかに行う必要があります。

(2) 営業者は、損害賠償の確実な履行を図るため、損害賠償保険に加入することが必要となります。

損害賠償の事故の対象は次のとおりになります。

ア 美容施術等の業務の遂行に起因する事故

イ 施設又は設備の瑕疵に起因する事故

ウ 保管物の管理に起因する事故

(3) 賠償額の算定は、次に定めるところに従い行います。

ア 身体に対する事故賠償額

(ア) 治療関係費・・・治療のために要した費用等

(イ) 休業損害・・・治療のために休業した収入減少額

(ウ) 逸失利益・・・後遺障害又は死亡により生じた将来に得べかりし利益額

(エ) 慰謝料・・・後遺障害、死亡又は障害により生じた精神的損害等

イ 財物に対する事故賠償額

次の方式により算定した被害財物の事故発生時における時価が対象になります。

時価額＝被害財物を最初に購入した価格×

別途定める被害財物の平均
使用年数及び購入時から事故
発生時までの経過年数に対応
して別途定める残価割合

ただし、被害財物が補修可能な場合は、その補修費（衣服のクリーニング費用を含む。）とする。

（４）損害賠償保険は、営業者の責任で加入するものであり、次の条件を満たす保険内容の加入が必要です。なお、美容組合等の共済保険であっても条件を満たす保険内容であれば可能です。

ア 業務や施設に起因して発生した事故の場合の補償限度額

対人補償	1名につき最高	5,000万円
	1事故当たり最高	1億円
対物補償	1事故当たり最高	300万円

なお、上記事項のうち生産物特別約款に該当する場合の顔面や頭部のかぶれ等、業務の結果として後日発生した事故の場合

対人補償	1名につき最高	5,000万円
	1事故当たり最高	1億円
	総補償金額	1億円
対物補償	1事故当たり最高	300万円
	総補償金額	500万円

イ 保管中の品物の盗難、破損、汚損の場合の補償限度額

1事故当たり最高	500万円
補償期間中の総補償金額	500万円

なお、総補償金額とは、補償期間中に発生した事故により支払われた補償金累計の限度額のこと、総補償金額が設けられていないもの（施設所有管理者特別約款の該当する場合）については、補償期間中は何回事故が起きても上記金額の範囲内で支払われます。

ウ 営業者は、万が一の事故の場合、迅速かつ円満な解決を図るため、利用者に対して真摯な姿勢で事故対応を行うことが必要です。

3. 標識等の掲示

- （１）営業者は、登録後に全国指導センターが定める「標識（Ｓマーク）」を営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとします。
- （２）標識には登録の有効期間が表示されており、有効期間を迎えた場合には所定の更新手続きが必要になります。

有効期間：新規登録の場合 ３年間

継続登録の場合 ５年間

- （３）利用者の利便等を考慮して、標識と併せて約款に従って行われる役務の要旨を記載した「掲示板」を営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとします。

4. 登 録

(1) 標準営業約款に従って営業を行いたい事業者はだれもが登録の申請をすることができます。登録の申請窓口は、47 の各都道府県指導センターで、登録申請書及び添付書類の用紙も備え付けています。

(2) 登録手数料等の費用

	新規登録	再 登 録
登録手数料	6, 600円	2, 360円
標 識 代 金	1, 300円	1, 300円
掲示板代金	2, 000円	—
合 計	9, 900円	3, 660円